

入札監理小委員会
第580回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第580回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和2年5月13日（水）17：01～18：52

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 事業評価（案）の審議

- 国立研究開発法人日本原子力開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務
- 国立研究開発法人日本原子力開発機構の管財業務請負
- 養育費・面会交流相談支援センター事業（厚生労働省）
- 要介護認定適正化事業（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（日本原子力研究開発機構）

（①図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務）

研究連携成果展開部 科学技術情報課 深澤課長

研究連携成果展開部 研究成果管理課 権田技術副主幹

契約部契約調整課 佐野課長

契約部契約第2課 黒沢課長

（②管財業務請負）

財務部管財課 助川課長

契約部契約調整課 佐野課長

契約部契約第2課 黒沢課長

（厚生労働省）

（①養育費・面会交流相談支援センター事業）

子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 上井室長

(②要介護認定適正化事業)

老健局老人保健課 石丸課長補佐

(事務局)

足達参事官、小原参事官、飯村企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第580回入札監理小委員会を開催します。

最初に、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」の実施状況について、日本原子力研究開発機構研究連携成果展開部科学技術情報課、深澤課長より御説明をお願いしたいと思います。

○深澤課長 原子力機構の深澤と申します。図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施状況について御説明させていただきます。資料1に基づきまして御説明させていただきます。

1. 事業の概要、(1) 経緯。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という）の「図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、平成30年度から公共サービス改革基本方針で民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は1期目でありませ

ず。

(2) 業務内容。本業務の内容は、機構の研究連携成果展開部（図書館）におきまして、図書・学術雑誌・技術レポート等の受入、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報管理に関する業務全般並びに機構の研究開発成果情報（機構職員等が行った論文投稿及び口頭発表並びに機構が刊行する研究開発報告書類の情報）を記録した成果データの登録、管理等に関する業務全般を行うものであります。

(3) 契約期間。平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3か年です。

(4) 受託事業者。株式会社アセンド。

(5) 実施状況評価期間。平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2か年でございます。

(6) 契約金額。税抜きで4,627万8,000円。

(7) 契約相手方決定の経緯。本業務に係る落札者の決定は最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者（1者）から平成30年1月17日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項を全て満たしていました。同年2月7日に開札し、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アセンドを落札者として決定したものであります。

2. 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価。機構の「図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」における民間競争入札実施要項（以下「実施要項」とい

う)において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおりでございます。いずれの項目においても業務の質は設定どおり確保されております。

(1) 学術情報管理業務。図書等の受入・目録作成業務。評価につきましては、新規に登録する図書等は全て機構からの発注後4営業日以内に登録された。以上のことから、図書等の受入・目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されている。

図書等の装備業務。機構における確認後の図書等の装備業務における修正作業の発生割合は以下のとおりでございます。以上のことから、図書等の装備業務が適切に行われており、業務の質が確保されている。

図書等の管理業務。実施件数については以下のとおりでございます。以上のことから、図書等の管理業務は仕様書に定めたとおり実施され、業務の質が確保されている。配架場所の見直しや改善の提案については次の事項が提案され、適切な図書館利用環境が維持された。以下3点のとおりでございます。

図書等の配付業務につきましては、仕様書に定められたとおり実施され、全て受入・目録登録作業完了後3営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されている。

雑誌等の受入・目録作成業務につきましては、修正等の発生割合は以下のとおりでございます。また、新規に購入する雑誌等は全て機構からの発注後4営業日以内に登録された。以上のことから、雑誌等の受入・目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されている。

雑誌等の装備業務。こちらに関する修正等の割合は以下のとおりでございます。以上のことから、雑誌等の装備業務は適切に行われており、業務の質が確保されている。

雑誌等の管理業務。所在検査の実施件数は以下のとおりでございます。以上のことから、雑誌等の管理業務は仕様書に定めたとおり実施され、業務の質が確保されている。配架場所の見直しや改善の提案については次の事項が提案され、適正な図書館利用環境が維持された。これにつきまして以下3点、提案がされております。

雑誌等の配付業務につきましては、仕様書に定められたとおり実施され、全て受入れ・目録登録完了後3営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されている。

(2) 成果情報管理業務。典拠情報維持更新業務における修正の割合は以下のとおりでございます。以上のことから、典拠情報維持更新業務が適正に行われており、業務の質が確保されている。

成果データ受付処理業務につきましては仕様書に定めたとおり実施され、紙処理の場合

は伝票の到着日、電子処理の場合は決裁日から起算して全て2営業日以内に受付されたことから、業務の質が確保されている。

成果データ登録業務につきましては、仕様書に定めたとおり実施され、成果データの校正・確認に用いたプルーフリストは受付日ごとにまとめ、受付日から起算して全て4営業日以内に受付されたことから、業務の質が確保されている。当業務における修正作業の発生割合は以下のとおりでございまして、以上のことから、成果データ登録業務は適切に行われており、業務の質が確保されている。

検索・発信用成果データ登録・確定業務につきましては、仕様書に定められたとおり実施され、成果データの確定は機構担当者からの提出日から起算して全て3営業日以内に登録・確定されたことから、業務の質が確保されている。

成果データ管理業務につきましては、仕様書に定めたとおり月2回以上行われたことから、業務の質が確保されている。

成果データプルーフリスト整理・保管業務につきましては、機構の「文書管理規程」及び通達「法人文書ファイル保存要領について」に基づき正確に実施された。

申請機能の利用者対応業務につきましては、利用者からの問合せに対応し適切な助言を与え円滑な運用がなされた。次の事項が提案され、適切なシステム維持・改良に貢献したということで、2点挙げられております。

3. (1) 市場化テスト実施前との経費比較。実施経費4,627万8,000円、1年当たり1,542万6,000円。従前経費(市場化テスト実施前)4,644万円、1年当たり1,548万円。増減額はマイナス5万4,000円、0.35%の減。

(2) 評価。市場化テスト以前の経費と比較すると約0.35%、1年当たり5万4,000円減少しており、少額ではあるが削減効果があった。また、近年の人件費単価が上昇していることを考慮すると、さらなる削減効果があったと考える。

4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等。(1) 学術情報管理業務における利用者サービスの向上。民間事業者からの提案により、配架棚表示、シリーズ図書及び会議録等の背表紙表示を固定したことにより、利用者の利便性を向上させることができた。

(2) 成果情報管理業務におけるシステム運用の改善。民間事業者からの提案により、研究開発成果管理システム申請機能の画面に提出書類に関する注意事項を明記したことにより、外部発表終了届の未提出件数の減少につながったと考える。

5. 全体的な評価。平成30年4月1日から令和2年3月31日までの図書館における

学術情報及び成果情報の管理に係る業務については、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものは期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。

また、実施者の創意工夫による改善提案がなされたことで、図書館及び研究開発成果管理システムの利用者の利便性向上及び業務の効率化が図られたことは評価できる。

なお、本業務全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

①実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。

②機構には、監事及び外部有識者（教授、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直しなどを行う契約監視委員会が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。

③民間競争入札の結果、一者応札であり、競争性に課題が残った。

④対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。

⑤経費について、市場化テスト前と比較し、約0.35%の削減効果があった。

6. 今後の事業。(1) 今後の競争性確保のための検討。市場化テスト導入に際し、業務内容の明確化、従来の実施方法等の情報開示及び入札公告情報の幅広い周知などを行ったが、結果、一者応札となったことから、今後は、作業要員に必要な資格等について以下の見直しを検討し、新規参入事業者の促進に努めることとしたい。1つ目、国立国会図書館の実施する遠隔研修「科学技術情報－概論－」または「科学技術情報－科研費報告書・博士論文・規格－」の修了者についての削除。国立国会図書館の実施する遠隔研修「図書館と著作権」の修了者についての削除。大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所の実施するセルフラーニング教材CAT編図書コース及び雑誌コースの修了者についての削除。化学式等特殊文字の計算機表現規則であるT e XもしくはL a T e Xコマンドに関する十分な知識と実務経験（3年以上）を緩和。また、県内の研究機関や教育機関などの図書館における類似事業の状況を確認し、さらなる入札公告情報の幅広い周知を行うこととしたい。

(2) 今後の事業の在り方について。以上のことから、本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準を一部満たしていないものの、おおよそ良好な実施結果が得られている。しかしながら、今期、一者応札であり、競争性に課題が残ったことから、次期においても市場化テストを

継続し、引き続き改善に努めることとしたい。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の「図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務」の評価（案）について御説明いたします。資料A-1を御覧ください。

Iの事業の概要等につきましては、先ほど日本原子力研究開発機構より御説明がございましたので、割愛させていただきます。

IIの評価についてでございます。本事業の評価につきましては、競争性の確保という点において課題が認められることから、市場化テストを継続することが適当であると考えております。

評価の内容につきましては、平成30年4月1日から令和2年3月31日までの2年間の実施状況について、機構の報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費及びその前提としての競争性等の観点から評価を行いました。

初めに、確保されるべきサービスの質についてでございます。学術情報管理業務と成果情報管理業務の全ての項目において、実施要項において求めている質は確保されております。また、受託事業者からの提案により、利用者の利便性の向上や未提出書類の提出改善につながったものと考えられます。

次に、実施経費についてでございます。単年度当たり5万4,000円減少しております。率にしますと約0.35%となります。また、人件費単価が上昇していることを考えますと、さらなる削減効果があったものと推察できます。

一方、競争性の確保については、市場化テスト導入に際して新規事業者の参入を促す観点から、必要な資格の再確認、資料閲覧機会の拡充、現業務受託事業者が有利となる業務実績項目の見直しなどを行いました。結果は従前からの受託事業者の一者応札となり、課題が残りました。

以上のことから、最初に申し上げましたとおり、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難であり、継続することが適当であると考えております。

次期事業においては、競争性の確保の課題について、機構より提出された実施状況の報

告に記載されております、要員に必要な資格等の見直しの検討や近隣の研究機関等の類似事業の実施状況の確認などの結果等も踏まえた改善を行い、引き続き民間競争入札を実施するものと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○川澤専門委員 川澤です。よろしいでしょうか。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料1の最後のページの6. 今後の事業の(1)の部分です。ここで一番最後の文章で「また」以下のところで、「県内の研究機関や教育機関などの図書館における類似事業の状況を確認し、周知を行うこととしたい」と書いていただいているかと思えます。「など」とは書いていただいているのですけれども、県内に限らず、関東近郊ですとか、もしくは東京で全国の図書館を対象に司書サービスを提供しているようなところもありますので、必ずしも県内ということではなくて、同程度の規模の図書館での類似事業の実施状況、受託者の状況などを確認いただいて、積極的な周知に努めていただければと思いました。コメントです。

○尾花主査 このコメントを受けて、JAEAはいかがでしょう。

○深澤課長 コメントありがとうございます。このコメントに対して当方、深澤より回答させていただきます。今のコメントのとおり、確かに県内の研究機関・教育機関だけではなく、全国に図書館業務を行う派遣者等を抱えている業者はあると思えますので、コメントいただきましたとおり、幅広く県内に限らず周知を行うことで検討したいと思えます。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。ほかに委員、御発言ございますか。

○辻専門委員 辻でございますが、よろしいでしょうか。

○尾花主査 辻委員、お願いします。

○辻専門委員 資料1の2ページ目と3ページ目でございます。今回の業務は1つ目が学術情報管理業務、つまり図書館司書の仕事、それから2つ目が3ページ目でございます(2)の成果情報管理業務の2本立てだと理解しております。司書業務に関しましては恐らく現地に人が行かないとできないものだと理解いたしますけれども、他方で(2)のほう、成

果情報管理業務については現地でスタッフが管理をする何か必要性はあるのでしょうか。

○尾花主査 深澤課長、いかがでしょうか。

○深澤課長 御質問ありがとうございます。その質問につきましては深澤より回答させていただきます。成果データの管理業務につきましては、成果データの対象となる学術雑誌や会議録などは原子力機構の図書館所蔵として所蔵されていることから、図書館において成果管理業務を行うことが必須であろうかと考えております。以上です。

○辻専門委員 よろしいのでしょうか。関連するものについては現地の司書が例えばPDF化をして送ったりとか、そういう方法でもこの業務は困難なのでしょうか。

○尾花主査 深澤課長、いかがでしょうか。

○深澤課長 ありがとうございます。質問につきまして深澤から回答させていただきます。研究成果の管理業務につきましては外部発表票という伝票と、研究開発成果管理システムといったもので管理しておりまして、伝票を使っているということと、また、最終的な確定をする際に外部発表論文の抜き刷りを確認するということがあるのですが、著作権上、そういったものを権利者の許可なくPDF化して公衆送信、例えば電子メールで転送するのはちょっと問題があるかということで、やはり現地で対応する必要があるかと考えております。以上です。

○辻専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○尾花主査 ほかにいかがですか。

○中川副主査 中川から1点よろしいのでしょうか。

○尾花主査 はい、中川委員、御発言ください。

○中川副主査 ずっとこの事業を実施されている株式会社アSENDですけれども、ネットを拝見したところ、放射能に関わる業務を専門とされていらっしゃる業者だと拝見しましたが、その認識で合っておりますでしょうか。

○尾花主査 深澤課長、お願いします。

○深澤課長 御質問につきましては、当方に代わりまして黒沢課長から回答させていただきます。

○黒沢課長 原子力機構契約部の黒沢と申します。よろしく申し上げます。

アSENDに関してですけれども、基本的にはそういった原子力関係の仕事、放射線関係ですかね、そういったところもやっているのですけれども、それ以外のこういった業務につきましても手広くやっているといった状況になっております。以上です。

○中川副主査 ありがとうございます。多分、業務の内容を拝見しておりますと、特に放射能関係の特別な知識が必要であるとか、専門的な技術が必要であるような業務ではなくて、むしろ先ほど川澤委員がおっしゃられたような図書管理業務というふうに思われるので、もしそういった部分を今後告知される際に強調していただけるような形にしたら、もう少し入札を希望される業者も増えてくるのではないかなと思いました。現行の業者がどうしても放射能に特化しているところを見受けてしまうと、そこでちょっとハードルが高くなるのかなと思ったので、それを払拭されたらよろしいかなと思いました。以上です。

○尾花主査 ほかの委員、いかがでしょうか。

尾花から何点か質問させてください。先ほど来、川澤委員、中川委員からの御指摘もあったとおり、業務の題名を見ますと、「図書館における学術情報及び成果情報の管理に係る業務の実施状況」という内容になっていますが、業務の説明を受けると、どちらかというと「図書管理業務及び成果情報の管理」なのではないかという印象は受けるのですが、あえてこのような表題にした理由はありますか。

原子力機構の深澤課長、よろしくお願いします。

○深澤課長 御質問ありがとうございます。その質問につきましては深澤から回答させていただきます。この業務につきましては、いわゆる図書館の業務と成果管理業務が分けて実施しているところではありますが、実際は図書の管理業務については図書館の専門職であるような方に実施していただいているわけですが、成果管理業務につきましても並列ではありますけれども、図書館での技術であったり図書館の所蔵資料に関する知識であったり、そういったものを使いながら成果情報の管理業務を行っているところでもありますので、何と申しますか、この2つの業務は非常に親和性が高いということで、あえて書いていると申しますか、そういった形で業務を実施しているところでもあります。ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。

○尾花主査 質問の趣旨は、司書業務であるにもかかわらず、あたかも専門的な情報管理のように入札を考える方は受け取られてしまうような気がするのですが、この辺りについて改善の余地はないだろうかという質問でした。もし御検討いただけると助かります。これが1点目です。

2点目について、こちらの予定価格はどのように定めていますか。

深澤課長、お願いします。

○深澤課長 ありがとうございます。本件につきましては、深澤に代わり、契約部の黒沢

より回答させていただきます。

○黒沢課長 予定価格につきましては、請求元のほうで必要な人員、標準的な要員数を積算していただいて、それに対して機構のこちらで用意しているそれぞれのレベルに応じた単価を掛けて、予定価格を算定しております。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。先ほど人工を算定していただくと、第三者にさせていただくような記載があったのですが、それはどなたがなさっているのですか。この質問の疑問は、予定価格と落札率が極めて高くなっております。このような形で落札が続いていくと、ほかの業者が入ろうという意欲を非常になくしますので、予定価格の算定について何か独自の第三者的なお考えがあるかどうかを確認したかった次第です。

○黒沢課長 御指摘ありがとうございます。確かに落札率が非常に高くなっておりますけれども、こちらに関しては、その前の契約も同じアSENDという業者が取っておりますので、その辺から、過去の経験から金額を予想してこういった落札率になったものと考えております。以上です。

○尾花主査 あと2点、質問がございます。1点目ですが、その人工の算定は機構内でされていると理解していいですか。

○黒沢課長 おっしゃるとおり、機構の中で人工の算定をしております。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。最後の質問ですが、今後の事業のところで、見直しとしては広報と資格の見直し、2点挙げておられるのですが、業務の切り分けとか、難しい業務を落とすことによって何か改善できないかというような検討については、なされる予定はありませんか。

○深澤課長 ありがとうございます。最後の質問につきましてはちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。ほかに御質問はございますか。

それでは審議はここまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特段ございません。

○尾花主査 それでは本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

○深澤課長 ありがとうございます。

(日本原子力研究開発機構①退室)

(日本原子力研究開発機構②入室)

○尾花主査 続きまして、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の管財業務請負」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。実施状況について、日本原子力研究開発機構財務部管財課、助川課長より御説明をお願いしたいと思います。

○助川課長 原子力機構の助川でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、事業の概要でございますが、管財業務の請負については、平成30年度の契約から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」の公共サービス改革基本方針に従った競争入札を実施しておりまして、現在、1期目の事業として進行しているところでございます。

業務の内容でございますが、機構の中における茨城県の各拠点、本部、それから県内に3つの研究所がございますけれども、その共通的な消耗品の発注ですとか納品の管理、それと研究所の物品の運搬、宅配便の運送管理等に関する業務を実施するものでございます。

契約の期間については平成30年7月から来年3月までの2年9か月。

請負者は株式会社原子力セキュリティサービスとなっております。

実施状況の評価期間でございますが、本年3月までの1年9か月でございます。

契約金額は税抜きの本体価格で4,785万円でございます。

契約相手方の決定の経緯でございますが、資料の2ページ目に移っていただいて、2) 経緯のところ御説明をさせていただきます。この業務の民間競争入札については、当初1回目の入札で参加資格を有する2者により複数回の入札を行ったのですが、予定価格の条件を満たした価格の入札がなかったということで、不落随契に切り替え交渉を行いましたけれども、合意には至らず不調となっております。このため実施期間の見直しを行いまして、入札実施要項案を官民競争入札等監理委員会に付議させていただいた上で、再度2回目の公告入札を実施しまして、落札者を決定したということでございます。

2の確保されるべきサービスの質の達成状況でございますが、以下、資料の表に示しましたとおり、いずれの指標についてもサービスの質は設定どおり確保されているところでございます。具体的には、共通消耗品の管理に関しては発注漏れそれから誤発注の件数がなかったということでございます。物品の運搬業務に関しては、日時の違いであったり運搬物品の違い、搬出入の場所の違いといったものは発生していないということでござい

す。

3 ページ目に移ります。3 の実施経費の状況及び評価でございますが、現在の契約は先ほど申し上げましたとおり4,785万円ということで、これを12か月で単年度当たりの金額で換算しますと1,740万となります。導入前の単年度当たりの費用で見ますと1,848万となりますので、単年度当たり108万、節減額が生じたこととなります。市場化テスト以前の経費と比較しますと約5.84%減少しております、大きな削減効果があったと考えております。

4 の民間事業者からの改善提案による改善実施事項等でございますが、資料では4点ほど記載してございます。時間の関係もございまして、2点ほど御紹介させていただきます。まず一つは共通消耗品の管理業務でございますが、これはメーカー側の販売終了の物品などが生じた場合はその取扱いの中止や流通状態に応じた納入遅延等の情報を請求者のほうに適宜システム上に掲載することで、利便性向上を図ったところでございます。物品の運搬業務でございますが、車両への荷下ろし、積込み等の作業の中で、カラーコーンですとか案内標示板などを設けて、作業中の事故・トラブルの回避・低減に努めていただいたところでございます。

次に4 ページ目に移りまして、5 の全体的な評価でございます。共通消耗品の管理業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり発注漏れ、誤発注は発生していない状況でございます。また、物品の運搬に関しましても、日時ですとか物品の違いとか搬出入の場所の違いは発生していない状況でございます。また、この作業をするに当たって法令等の違反もございませんでしたし、作業中の事故・トラブルも発生していなかった状況でございます。作業の依頼元、現場のほうからも業務に支障を与えるような重大なクレームは発生していなかった状況でございますので、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、管財業務を受注者の裁量と責任において実施し、業務を完了するという目的は達成しているものと評価しているところでございます。

6 の今後の事業ですが、本事業の市場化テストは1期目ですが、全体を通しての実施状況としては記載のとおり5点挙げさせております。まず一つは、実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反等を行った事案はなかったということでございます。2点目として、機構には監事それから外部有識者で構成された契約監視委員会が設置されておまして、実施状況の報告のチェックを受ける体制が整っている状況でございます。3点目、本事業の入札においては、新たに応札した2者を含めて3

者からの応札がありましたので、競争性は確保されているものと考えております。4点目、対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標についても全て達成していたということでございます。最後5点目ですが、市場化テスト導入前と比較しまして、年間の金額当たり108万ということで、大きな経費の節減効果があったと捉えております。

以上のように全体において良好な結果が得られていると考えておりまして、次期事業においては「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づいて、市場化テストを終了して、機構の責任において実施したいと考えております。

なお、市場化テストの終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえまして、評価委員会等の第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてみたいと考えております。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 事務局より日本原子力研究開発機構「管財業務」の評価（案）について、資料B-1の基づき説明させていただきます。

まず、事業の概要等ですが、先ほど日本原子力研究開発機構より説明がありましたので、こちらは割愛させていただきます。

IIの評価、概要ですけれども、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。具体的内容について、2ページ以下で触れます。

まず、確保されるべき質の達成状況ですけれども、発注漏れ等0件、日時違い等0件と、いずれも確保されるべき質を達成しております。また、民間事業者から先ほど説明があったとおり様々な提案があり、同提案に基づいて公共サービスの質が改善されているものと評価できます。

(3) 実施経費ですけれども、従来経費単年度当たり1,848万円に対して実施経費が1,740万円と、108万円の減額、パーセントにして約5.84%の減額率となっております。

また、選定の際の課題に対する改善についてですけれども、報道において日本原子力研究開発機構の関係法人による落札が問題とされておりましたが、日本原子力研究開発機構

は各法人との関係を既に解消している上、他の事業者も入札しており、競争性は改善されたものと言えます。

評価のまとめでございます。まず、確保されるべき達成目標として設定された質については、平成30年、平成31年度ともに全て目標を達成しております。また、民間事業者からの改善提案により様々な改善がなされており、業務の質の向上にも貢献したものと評価できます。また、実施経費についても108万円、約5.84%減少しており、一定の経費削減効果があったものと認められます。また、本事業の実施期間中に委託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等もございません。今後は、日本原子力研究開発機構に設置している外部有識者で構成される契約監視委員会において事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後に今後の方針でございます。本事業については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」の(1)の基準を満たしていることから、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

浅羽委員、御発言ください。

○浅羽副主査 御説明いただきまして、どうもありがとうございます。浅羽です。

御説明いただきました資料の最後のところで、5ページになります。今後、評価等に関して評価委員会等第三者チェック機能を維持と御説明をいただき、また記載をされておりますが、これは契約監視委員会とは異なるものと理解したのですが、どのような体制でチェックされていくことを予定されているのでしょうか。御説明いただければ幸いです。

○尾花主査 助川課長、お願いします。

○助川課長 今、御質問のあった件でございますが、最後のページの評価委員会等第三者チェック機能ですが、こちらは申し訳ございません、説明の中でも申し上げました、機構の中で設置しております契約監視委員会、監事それから外部有識者の入った契約監視委員会のことを指しております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。理解しました。

○川澤専門委員 よろしいでしょうか。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。資料2の1ページ目の(6)契約相手方決定の経緯の部分で、初めの当初入札では入札参加者2者、次のページの再度公告入札では入札参加者3者となっておりますが、この2者と3者は同一の者、3者の内数の2者なのか、その辺りの関係を教えていただけますでしょうか。

○尾花主査 助川課長、お願いします。

○助川課長 御質問のありました件に関しまして、契約部の黒沢から御説明をさせていただきます。

○黒沢課長 原子力機構契約部の黒沢です。ただいまありました質問ですけれども、3者のうち同じ2者が1回目は入札に参加していた状況です。以上です。

○川澤専門委員 ありがとうございます。そうしますと、再度公告入札で新たに1者が参加されたということによろしいですね。

○黒沢課長 御認識のとおりです。

○川澤専門委員 そうしますと、その際に再度公告入札で何か周知を工夫されたり、何か1者が加わった要因となるような取組はございましたでしょうか。

○助川課長 当時、この契約を導入するに当たって十数者、例えば数社の運輸会社、運搬なども行う業者にお声がけをさせていただいております。1回目に関しては2者しか参加いただけていないのですが、一応そういう効果もあって、2回目の入札公告の際には3者応募いただいたのではないかと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。そういった積極的な取組が新規参入者の達成につながったと思います。過去の経緯から、やはり今後も経年で受注している会社以外に新規の会社が継続的に参加をする、関心を持つような取組は続けていただければと思います。単年度ごとにかなり会社が替わっている状況ではあるので、新規開拓は引き続き積極的にぜひ行っていただければと思います。以上です。

○助川課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

○尾花主査 それでは審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いえ、特にございません。

○尾花主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○助川課長 ありがとうございます。

(日本原子力研究開発機構②退室)

(厚生労働省①入室)

○尾花主査 続きまして、「養育費・面会交流相談支援センター事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。それでは実施状況について、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、上井室長より御説明をお願いしたいと思います。

○上井室長 厚生労働省の子ども家庭局でございます。よろしくお願いたします。御説明いたします。

事業の概要ですけれども、資料C-2にポンチ絵が入っておりますので、C-2の1枚目を御覧いただけますでしょうか。養育費・面会交流相談支援センター事業でございます。

目指すべき方向性が最初に載っておりますけれども、直近のデータですと、母子家庭でいいますと養育費の取決め率は43%、受給している世帯については24%ということですが、養育費につきましては、ひとり親家庭の生活の安定ですとか、子供の成長にとって必要欠くべからざるものですので、この率を増やすという方向性が目指すべき方向性になります。

それで、養育費の相談支援の仕組みが下半分に書いております。国といたしましては平成19年度に創設しました養育費相談支援センター事業を委託先、現在は家庭問題情報センターに委託しております。地方自治体のほうでも直営ですとか委託、それぞれありますけれども、母子家庭等就業・自立支援センターというものがございます。こちらのほうで様々、母子家庭等の講習会をやるとか、養育費に関して相談支援を受けるとか、そういったことをしておりますので、いわばナショナルセンターといたしまして、養育費相談支援センターにつきましてはこれらの地方自治体のセンターで研修を行ったりするなどサポートする、もしくは困難な事例の相談があった場合はその事例の相談を受けるといったことをやっております。

左側の箱の中に書いてありますとおり、分かりやすい情報をホームページに掲載するとか、パンフレットを作成してそれを地方で使っていただくとか、人材養成のために地方のセンター職員のための研究会を実施するとか、直接地方のセンターのほうから困難事例の照会をいただく、そういったことをまずはしております。そのほかに、養育費相談支援センター自らも、一部電話相談ですとかメールによる相談になりますけれども、全国から相談を受けるといったようなことをいたしております。

資料3-1に戻っていただけますでしょうか。実施状況について、1ページ目の1(1)はただいま御説明いたしましたので、(2)から御説明いたします。

今回の事業の実施期間は平成30年度から令和2年度で、3か年になっております。

受託事業者は公益社団法人家庭問題情報センター。

決定の経緯ですけれども、平成30年2月に入札実施要項に基づいて入札を行いまして、この時は一者入札でしたけれども、技術審査委員会で技術提案書を審査した結果、評価基準は満たしておりました。そして平成30年3月23日にこちらを開札いたしましたところ、入札価格も予定価格の範囲内であったということで、落札者となっております。

確保されるべき質の達成状況につきまして、2番として書いてございます。1つ目は入札実施要項における要求水準ということで、様々な研修会における参加者のアンケート調査をした結果、肯定的な意見が多いかどうかということで、こちらにつきましては、参加者に対して80%以上が肯定的評価であることといった条件がございまして、下の表にもございまして、令和元年度でいきますと88.5%ですとか84.9%、80%を超えるそういった高い評価をいただいております、要求水準は達成しておるものでございます。

もう一つ、2-1で苦情件数、相談員の回答とか誤回答に起因するような苦情件数の相談件数に対する割合は年1%以下であることとなっております、平成30年度につきましては1件、養育費相談支援センターの相談に対する苦情がございました。こちらにつきましては、統計処理のために相談者の年齢等を尋ねたところ、一方的に興奮して電話を切られてしまったものということなのです。パーセンテージでいきますと、全体6,071件の1ということになりますので、0.02%になります。ただこの件も反映いたしまして、統計項目から相談者の年齢に関する項目、この時苦情の原因となったと思われるものは削除して、現在は聞かないようにしております。令和元年度につきましては、苦情件数は0件となっております。

業務の履行状況について、(2)でございまして、養育費相談支援事業ですけれども、センター自ら行う電話・電子メールによる相談ですが、平成30年度が6,071件、令和元年度5,660件と若干減少しておりますけれども、養育費・面会交流の単純な手続相談よりも、財産分与とかと絡み合った複雑な相談が増えてきていると認識しております。

自治体にある母子家庭等就業・自立支援センターに対する相談支援の実施ですけれども、平成30年度は294件、令和元年度290件で、ほぼ同数となっております。

実施している研修事業ですけれども、こちらは養育費専門相談員研修が平成30年度で

29名、令和元年度で23名受講しております。それから共催ですけれども全国研修会を実施しております、それぞれ平成30年度100名受講、元年度126名受講となっております。さらに、全国各地の自治体職員向けの地域研修会を実施しております、平成30年度、令和元年度それぞれ全国で8か所において実施しております。

さらに、地方自治体が実施する研修に講師の依頼をいただきまして講師派遣を行っておりますけれども、平成30年度で80回実施、元年度は60回実施となっております。こちらについて、令和元年が60件ということで若干前年を下回っておるのですが、元年度につきましては台風19号による被災ですとか、年度末になりまして新型コロナウイルスの影響があったものですから、地方でも研修会が急遽中止になった事情がありましたので、若干数字が下がっていると聞いております。

情報提供事業が5ページのウでございます。こちらにつきましてはホームページ等で養育費の取決めにに関する情報提供を実施しております、ニューズレターをホームページに年2回発行するのですが、あと分かりやすいパンフレット等をPDF形式にしてホームページで公開して、誰でも見られる、使えるようにしております。平成30年度は養育費と面会交流に関するリーフレットを作成して、各自治体に配布等をしております。元年度にもパンフレットを一部改定しているということです。それから東京都、大阪府で養育費、面会交流に関するセミナーを開催いたしまして、それぞれ54名、23名が受講いたしました。

入札実施要項で定めておりますけれども、受託事業者において事業開始後に事業運営委員会を開催することになっております。こちらにつきましても、平成30年度に2回、令和元年度に2回それぞれ実施しております。主な論点は6ページの表にまとめておりますけれども、時間の関係で御説明は省略いたします。

受託事業者からの改善提案による改善実施事項が7ページ、3番でございます。研修業務の改善事項ですけれども、支援員の体験的な研修が望ましいといった意見を反映いたしまして、地域研修会において、ずっと講義形式というのではなくて、午前中を講義形式にして、午後からは班別の時間にして研修参加者が希望に応じまして、例えば事例検討ですとか面接演習ですとか、そういったカリキュラムといたしました。

(2)が広報業務、セミナーの開催です。ホームページの内容に対するクレームとかが複数回あったものですから、そちらにつきましては順次改定してきたということです。

4番が実施経費の状況です。かかる実施経費の比較になります。従来の経費につきまし

ては（１）にありますとおり、単年度でいきますと５，１７３万円という数字になります。今回につきましては若干削減いたしまして、単年度当たりには直しますと５，０００万円ちょうどという数字になっておりますので、（１）（２）を比較しますと１１７万円、約２．３％経費の削減を行ったことになっております。

評価のまとめが５でございます。サービスの質についてですけれども、御説明いたしましたとおり利用者アンケートの結果ですとか苦情件数の少なさを考えましても、サービスの質は非常に高いことが考えられます。本事業の確保されるべきサービスの質については、令和元年度時点においても維持されるものと考えております。

実施経費につきましては、先ほど申し上げたとおり、微減ですけれども２．３％減っております。

その他といたしまして、委託者による受託事業者への業務改善指示ですとか受託授業者の法令違反等の事実はございません。

６番、今後の事業についてでございます。（１）としまして、業務改善等の措置もなく、法令違反行為等もまずはございませんでした。厚生労働省におきまして評価委員会等を設けまして、同委員会でチェックを受けることを今後は予定しております。本事業、あと前期の事業、いずれも一者応札ということで、競争性の確保については課題があるということになります。４番としたしまして、質に係る達成目標につきましては、御説明したとおり、いずれも達成いたしているところです。５番は、約２．３％の経費削減効果が認められるといったことになります。

競争性確保のための取組ですけれども、市場化テストが今回は２期目ということがありましたので、競争性を確保するために入札スケジュールを延長いたしました。公告時期を前倒しして１２月から公告を行いました。複数年度化ということで３年契約にいたしておりますし、そのほかの民間事業者といたしますか、民間団体が入りやすいように共同事業者での入札を認めることをいたしました。また、業務範囲の見直しとして、制度研究事業を従来は一緒にやらなければいけなかったのですけれども、こちらも除外いたしました。

そういったことで、新規参入者への参入障壁を下げるように努めましたけれども、いずれも本事業、前期事業いずれも一者応札ということがございましたので、これらの取組があったのですけれども、競争性の改善が困難であったのは、本事業の内容が地方自治体の自立支援センター等で受け付ける相談に対するさらなる相談等、高い専門性が求められることであるとか、家事調停とか家事審判に関する業務に従事した経験者、専門性の高い相

談員の確保が困難、そういったことが原因ではないかと考えられております。

この点で、例えば弁護士会と民間団体の共同事業体による応札とかもできないかということも考えたのですが、今回事業でも入札はなかったのですが。厚労省から弁護士会へのヒアリング結果を後ろの資料にも入れておりますけれども、なかなか弁護士会といたしましても、全国レベルで応札するのは困難であるという回答を得ております。したがって、競争性改善のため様々な取組を実施しましたが、競争性の課題は残るのですが、競争性についてさらに改善することは困難と考えてますので、そこで今期をもちまして終了プロセスに移行して、今後の事業は厚労省の責任において実施することとさせていただきますと考えております。

なお、市場化テスト終了後の実施ですけれども、仮に終了したとしましても、こちらの監理委員会における審議を経てチェックされました公共サービスの質の確保ですとか、実施期間、入札資格、入札手続情報といった事項を踏まえた上で、法の趣旨に基づいて、厚生労働省自らサービスの質の向上とコスト削減等を図るように引き続き努力をしてみたいと思っております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

○事務局 事務局より説明いたします。資料C-1、「養育費・面会交流相談支援センター業務」の評価について（案）に基づき、説明させていただきます。

まず1ページ目、事業の概要等ですが、こちらに関しては先ほど厚生労働省より詳細に説明がありましたので割愛させていただきます。

2ページ、評価でございます。結論といたしましては、終了プロセスに移行することとすると考えております。

具体的な内容でございます。まず、(2)の対象公共サービスの実施内容に関する評価でございます。確保されるべき質の達成状況ですが、アンケート結果においてもいずれも80%以上が肯定的な評価であり、苦情件数に関しても平成30年度が0.02%、令和元年度が0%と、いずれも確保されるべき質が達成されております。また、民間事業者からの改善提案もございまして、研修内容等について改善がなされたり、広報業務について内容改善が実施されたりと、改善提案によって公共サービスの質が向上しているものと評価できます。

続きまして3ページ目、実施経費でございます。まず従来経費に関してですけれども、制度問題研究事業費を除いたとしても5,117万円余り、他方で実施経費が単年度当たり5,000万円、増減額としては117万3,250円の減額、約2.3%の減額率となっております。

(4) 競争性改善のための取組でございます。こちらの事業に関しては1から4、様々な改善の取組がなされております。具体的には、仕様書内容の大幅な見直しを実施した上、制度問題研究業務の除外、契約期間の延長、一般競争入札の導入、入札グループによる入札の許容等々の取組を実施しております。また、業務達成水準の明示や過年度事業の実績、情報開示にも積極的に取り組んでいただいております。その上、入札スケジュールに関しても、入札公告期間を延長する、入札説明会を実施するなど、新規事業者の入札意欲を高める入札スケジュールとなっております。

しかしながら、本件に関しては2期とも一者応札となっております。その理由として(5)業務の特殊性等でございます。まず1つ目は高い専門性を要する事業であることが挙げられます。先ほど厚生労働省からの説明にあったように、地方公共団体が実施している母子家庭等就業・自立支援センター等の困難事例の相談や、また相談員に対する研修・サポートなどを実施する業務となっており、高い専門的な知識を要するものとなっております。

続きまして4ページ、2番でございます。また、そのような相談員の確保が困難であることが挙げられます。先ほど申したとおり、高い専門性を有する者を相談員として想定される場所、調査員や調停員、また家事調停等に関する業務に従事した経験がある者というのはなかなか確保できないところが一つ事情として挙げられます。またもう一つ、弁護士会と民間団体との共同事業についても御検討いただきましたが、先ほどの厚生労働省の説明にあったとおり、全国規模の実施はなかなか困難であるという回答を得ているところでございます。

評価のまとめでございます。前記のとおり、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、平成30年度、令和元年度の2か年とも全て目標を達成しております。また、同時に民間事業者の改善提案等により、公共サービスの質の向上にも貢献しております。

実施経費については、先ほどの(3)のとおり年間117万3,520円、約2.3%の削減効果が認められております。

他方で、一者応札は継続しており、競争性に課題が認められるところでございます。こ

の点、先ほど申したとおり、市場化テスト2期において競争性改善のため様々な取組が実施されている上、業務の特殊性等に鑑みれば、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めないものと認められます。

なお、本事業の実施期間中に委託事業者への業務改善指示等の措置はなく、法令違反等もございませんでした。また、今後は、厚生労働省に設置している外部有識者で構成される評価委員会において事業実施状況のチェックを受けることが予定されております。

最後、今後の方針についてでございます。上記のとおり、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善は見込めないものと認められることから、本事業については「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」Ⅱ.1.(2)の基準を満たしているものとして、現在実施中の事業をもって市場化テストを終了することとしたいと考えております。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

○辻専門委員 辻ですが、よろしいでしょうか。

○尾花主査 辻委員、御発言ください。

○辻専門委員 ありがとうございます。資料3-1の9ページ目でございます。9ページの上から3行目を拝見しますと、「弁護士会へのヒアリングの結果、応札は困難であるとの回答を得ている」との記載がございます。ここにございますこの「弁護士会」というのはいわゆる日弁連を指しているのか、それとも各都道府県にある単位会、例えば東京であれば東京弁護士会、大阪であれば大阪弁護士会、単位会のことを指しているのか、教えてくださいませんか。

○上井室長 お答えします。厚生労働省から東京弁護士会にヒアリングをいたしました結果、弁護士会全体として承認を得ることがなかなか困難であると、そのような回答を得ております。

○辻専門委員 今の御回答は、つまり東京弁護士会としての回答であって、特段ほかの都道府県にある弁護士会の回答ではないという理解でよろしいでしょうか。

○上井室長 確認しているのは東京弁護士会の回答ということです。ヒアリング結果ですが、弁護士会の中の手続の話ということなのですからけれども、応札するためには弁護士会全体の承認を取る必要があるため、なかなかそのハードルが高いといったような御回答をい

いただいております。また、東京弁護士会以外についても事情は同じということをお伺いしております。

○辻専門委員 分かりました。念のためなのですけれども、日弁連には何かお話しはしていらっしゃるのでしょうか。

○上井室長 日弁連に直接我々から話を伺ったことはございません。

○辻専門委員 分かりました。でしたら今後、終了プロセスが終わった後、また競争性を高める観点から日弁連にもできればお声がけをしていただくことを御検討いただければと思います。以上です。ありがとうございます。

○尾花主査 浅羽委員、御発言ください。

○浅羽副主査 御説明ありがとうございます。私から1点、競争性改善策の一つとして、例えば地域分割に関しては御検討なされたのでしょうか。もしなされたのであれば、全国統一を維持している理由について追加で御説明いただければ幸いです。

○上井室長 お答えいたします。事業といたしまして、やはり全国一律といたしますか、ナショナルセンター的ということを考えておりますので、今回は地域分割といったことは具体的には検討いたしておりませんでした。

○浅羽副主査 よろしいですか。

○尾花主査 浅羽委員、御発言ください。

○浅羽副主査 地域分割しても競争性は改善されないというような御理解だと考えてよろしいのでしょうか。それとも全国統一のほうがやはり重要だということでしょうか。

○上井室長 もともと養育費相談支援は地方自治体が行っている就業支援センターのほうでメインといたしますか、行っておりますので、そこで困難事例が生じてきたものについてナショナルセンター的に国から委託されたセンターでお答えするものと考えております。それをさらに地域分割するといった検討はいたしていない、そういった関係になっているかなと思います。

○浅羽副主査 かしこまりました。ありがとうございます。

○川澤専門委員 川澤です。よろしいでしょうか。

○尾花主査 川澤委員、御発言ください。

○川澤専門委員 3点御質問させていただければと思います。

先ほど御説明がありましたとおり、ナショナルセンターで困難事例について対応する委託事業だと伺ったのですが、一方で、資料3-1の3ページを拝見しますと、センターに

において平成30年度に6,071件、令和元年に5,660件となっております。次の4ページの②で自立支援センター等で受け付けた相談に対する支援は294件、290件となっていて、実態としては直接この養育費相談支援センターが一般の方から受け付ける相談が大部分を占めているということなのでしょう。

○上井室長 ②の294件、290件でございますけれども、困難事例として上がってきたものがこちらの件数になります。一方で、専門性の高い相談員がおるものですから、全国からメールもしくは電話という形になりますけれども、直接相談支援センターのほうでも相談を受けておまして、そちらの件数が先生のおっしゃったとおり6,000件ですとか5,600件という関係になっております。

○川澤専門委員 先ほどの御説明をお伺いしますと、ナショナルセンター的な機能を持つために、かなり地方の相談体制を前提としてこの相談支援センターの業務が実施されているのかと思うのですが、ある意味、自治体での相談受付とこの相談支援センターでの直接の相談受付が、体制としては重複しているという理解でよろしいですか。

○上井室長 6,071件、5,660件ということですが、こちらは全てがひとり親の御本人からの相談ということではなく、自治体で相談を受け付けている相談員からのさらなる相談といえますか、そういったものを含む数字となっておりますので。すいません、先ほどちょっと違うような説明をしてしまったかもしれませんが、これが全てひとり親家庭等からの相談ではないということでございます。

○川澤専門委員 なるほど。その意味では8ページ目で書いていただいている困難な事情のところの一番最後のパラグラフで、本事業の内容がセンターで受け付けられた相談に対する相談事業だということは、実績から鑑みても間違っていないことよろしいですか。

○上井室長 そのとおりです。

○川澤専門委員 分かりました。2点目ですが、次の9ページ目の、先ほども弁護士会のヒアリングの話があったかと思うのですが、書きぶりとして、ここで「ヒアリングの結果、応札は困難であるとの回答を得ている」と書いていただいているのですが、ヒアリングというのは例えば直接訪問されて、かなり組織としての公式見解としてもう応札は困難であるといったような回答を得られたのか、もしくは簡単なフィーリングを伺われて、まずこれは確認をすることが難しいというか、検討を進めること自体のハードルが高いという、何というか、応札は困難であるというよりもその前段階なのかなという気がしたのですが。その辺りはこの書きぶりとお話を聞かれた状況のニュアンスと合っている、合致

していると思われましてでしょうか。

○上井室長 まず、弁護士会へどのようにヒアリングしたかということですが、こちらは直接会ったという状況ではなくて、電話において確認をいたしております。

やはり、先ほども申し上げたのですけれども、応札するためには弁護士会、東京弁護士会なら東京弁護士会だけではなく、ほかの弁護士会全体の承認を取る必要があることがあ
るものですから、なかなかどの弁護士会においても応札するに当たってはハードルが高い
と。そういった事情があることを伺っているものですから、このように書かせていただい
ております。

○川澤専門委員 個人的には応札は困難という、もう必ず参加できないというような印
象を受けますので、それよりは、応札に向けた検討を、何というか、検討のハードルが高
いとか、もう少しこなれた文章でもと思うのですけれども、もう少し、絶対に参加できな
いという、例えば資格ですとか業務の内容から鑑みて参加できないというよりは、参加に
向けての内部調整が困難であるとか、何かそういった書きぶりのほうが実態と合っている
のかなというのはちょっと個人的な意見ですので、御検討いただければと思います。

○上井室長 承知いたしました。

○川澤専門委員 3点目なのですけれども、今期をもって終了プロセスに移行と書いてい
ただいているのですが、今後は随意契約に移行されたりですとか、どういった形で調達さ
れる予定でしょうか。

○上井室長 今後、随意契約といいますよりは総合評価といったものがございまして、
そのような形で入札を行ってやっていきたいと予定しております。

○川澤専門委員 分かりました。もし総合評価にされるようであれば、やはりなかなか新
規の参入はこれまでの経緯からして難しいかもしれないのですが、やはり1者であっても
きちんと提案を求めて、提案を審査して、その新たな提案がきちんと履行されるかといっ
たところは確実にやっていただければと思いました。以上です。

○上井室長 承知いたしました。

○尾花主査 それでは、審議がこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべ
き事項はありますか。

○事務局 辻先生から御指摘いただいた日弁連への声かけという点は厚生労働省に引き続
き求めていきます。また、川澤先生から資料3-1の9ページの書きぶりについて御指摘
がございましたので、こちらについても検討させていただきます。以上でございます。

○尾花主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。本日はありがとうございました。

○上井室長 ありがとうございました。

(厚生労働省①退室)

(厚生労働省②入室)

○尾花主査 続きまして、「要介護認定適正化事業」の実施状況及び事業の評価(案)について審議を行います。最初に実施状況について、厚生労働省老健局老人保健課、石丸課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。

○石丸課長補佐 厚生労働省老健局老人保健課の石丸と申します。私からこの事業の実施状況について御説明をさせていただきます。

資料4について、まず事業の概略から御説明いたします。介護保険は介護サービス利用に係る国民の権利を普遍的に保障する制度ですが、その中で要介護認定というのは全国各地で申請しても統一された基準に基づいて審査されることが基本原則となっております。しかし、要介護認定の実際の運用について見てみると、自治体によってはこの認定調査の選択に偏りが見られることですか、認定審査会において審査判定が適切ではない手順で行われるといったことが見られることがございます。

本業務では、ずっと実施してきておりますが、各自治体に対して適正な認定調査それから審査判定を行うための情報提供及び技術的助言を行うと、これを全国の自治体に広く普及させるとともに、各自治体が自律的に取組を進めるための支援を行うということで、要介護認定の適正化を推進することを目的としているものでございます。

続いて内容ですが、幾つかございまして、まず自治体に対する技術的助言。これは介護認定審査会訪問事業で、都道府県・市町村の求めに応じて、認定適正化専門員が個別の審査会を訪問して、実際傍聴した上で運営手順ですとか認定調査の状況とかの技術的助言を行うということです。

それから業務分析データの提供で、これも自治体の認定結果に関するデータを用いて、必要となるような指標、集計・分析すべき項目といったものを分析した結果を自治体にお配りして、その活用の仕方を支援するものでございます。

(3)ですけれども、認定調査員向けの研修システム、eラーニングシステムの開発・運用を行っております。

(4)については、認定調査員の能力向上研修会の企画・運営・講師派遣を行っております。

ます。

(5)については、質問受付窓口の運営・回答支援をやってございます。

(6)については、本業務を遂行するために必要となる業務として、ホームページの作成ですとか相談受付窓口の設置、資料の作成といったところ、それから制度設計に資する情報提供、最後に年度事業報告書の作成をやってございます。

事業の実施期間について、平成30年4月2日から令和3年3月31日まで、3年間ということで実施してございます。

受託者は、みずほ情報総研株式会社です。これは前回の同事業の受託者とは違うところでございます。

受託者決定の経緯について、総合評価落札方式で、前回はこれが1者でしたが、今回は2者から提出のあった提案書を評価して、技術審査委員会で評価した技術点・価格点の合計点が1位であった、この上記の者を落札者としたところでございます。

次の3ページを御覧いただければと思います。確保すべきサービスの質の達成状況及び評価でございます。まず、確保されるべきサービスの質に関する要求水準で①から⑤を設定してございます。この業務の実施において、実施計画、スケジュールに沿って業務を確実に行うということ。②で技術的助言、各都道府県につき1自治体程度ということ。③調査員の能力向上研修会の参加人数は600人程度。④eラーニングシステムの対象者数を6,000から7,000人。⑤調査員の能力向上研修会の受講者にアンケート調査を行って、肯定的回答が85%以上であること。この5つを要求水準としてございました。

実際の評価について、(1)の①から④については実際適切に実施されたということで、詳しい内容は4ページの下3.業務の履行状況に書いてございますが、適切に実施されたと考えてございます。

⑤のアンケート調査について、調査員能力向上研修会受講者へのアンケート調査を実施してございまして、必要なサービスの質は確保されていたという結果です。それに関して詳しくはそのまま下のところ、まず3ページの下半分が平成30年の能力向上研修会の受講者へのアンケート調査結果です。設問が幾つか、講義の内容に応じてございますが、「非常に役に立った」「役に立った」、左2つの部分を合計して、その合計したものが一番右の列、満足度で上から91%、91%でございますけれども、もともと想定していました肯定的回答がこれで85%以上ということでございます。

次、4ページに平成31年度の同じアンケート調査結果がありますが、こちらも一番右

の満足度が上から87%、90.6%とありますが、全体通して見ますと肯定的回答は85%以上ということになるかと思っております。

4ページの下の業務履行状況は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に6ページ、4.実施経費の状況及び評価でございます。事業の落札金額について、記載のとおり1億9,732万円です。これは3年契約についての契約金額でございます。

(2)については、これまでの各年度の実施経費及び今度の予定額は以下のとおりとなっております。初年度が少し内容的に高くなっているということでございます。

(3)経費削減効果については、この市場化テスト実施前の平成26年度の契約額と、おめくりいただいて7ページの平成27年度の契約額、さらに今回の平成30年度契約額を比較しまして経費削減効果を測定すると、26から27年は9%、26から30年は30%の減となっておりますので、事業内容はこれまでと同様の水準で、競争性が確保されたということで、経費削減効果が生じたものと評価できると考えております。

5.業者からの提案による業務実施状況について、これは入札時の民間業者からの提案に基づいて、適正化専門員を民間業者の職員が担うのではなくて、現場の認定審査会の委員等に委嘱したということでございます。これによって、技術的助言等において現場に即した具体的助言・指導を行うことが可能となったこともございました。

まとめでございますが、(1)全体評価で、上記2から5のとおり、サービスの水準、業務の遂行、その他の事項、それぞれ評価基準を満たしており、円滑に委託事業を実施していると思っております。今後も、質の担保された事業を実施しつつ、競争性を確保して経費削減を図ることが可能と考えられるため、市場化テスト終了プロセスへ移行することとしたいと考えてございます。

(2)今後の方針については、本事業の市場化テストの実施状況は以下とおりということでございます。こちらはアからオまで記載のとおりでございます。②上述のとおり、本事業については総合的に判断して良好な実施結果が得られていることから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づいて終了プロセスに移行とし、今後の事業についても自ら質の維持と競争性の確保による経費削減を図っていくこととしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは評価案につきまして、資料D-1に基づき、御説明させていただきます。

まずⅠ、事業の概要等ですが、こちらは実施府省より説明がありましたので、詳細は割愛させていただきます。

次にⅡ、評価について。評価の結論としましては、市場化テストを終了することが適当と考えます。その根拠を申し上げます。

2ページの(2)対象公共サービスの実施内容に関する評価ですが、確保されるべき水準につきましてはいずれも達成されておりました、質については評価できるものと考えております。また、3ページ目になりますが、民間事業者からの改善提案につきましても挙げられておりました、こちらも公共サービスの質の維持・向上に資しているものと評価しております。

次に(3)実施経費ですが、こちらに関しては市場化テスト導入前と比べまして30.6%減ということで、経費削減効果につきましても評価できるものと考えております。

次に(5)評価のまとめですが、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。また、民間事業者からの改善提案により、現場に即した具体的な助言や指導を行うことが可能となったこと等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。

4ページ、(6)今後の方針ですが、確保されるべき達成目標として設定された質、経費削減及び競争性の確保、いずれも達成していると評価できます。以上のことから、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく終了プロセスへ移行した上で、引き続き事業を実施することとしたいと考えております。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価(案)について、御質問・御意見のある委員は御発言願います。

事業の実施状況について、非常によい成果ができていると全委員が思った結果が、質問なしということだと思いますが、いかがでしょうか。

一点、新しく興味を持ってくださった方は何でこんなに持ってくださったのですかね。

○石丸課長補佐 新しい事業主ですか。

○尾花主査 はい。

○石丸課長補佐 もちろん内容的に非常にこの制度、要介護認定というのは介護保険制度

の根幹というところもあって、非常に重要な事業だということもまずあると思います。これまでの経緯というところで、前回調達時の入札業者は1者でたけれども、その1者であったときに、ほかの事業者から少し公告の期間が短かったのだというような意見がございまして、今回の公告の期間は、前回1か月程度だったものを2か月ぐらいに延ばしたということがございます。そういったところを踏まえて、こういった結果になったのではないかと考えてございます。

○尾花主査 ありがとうございます。生島委員、御発言ください。

○生島専門委員 生島でございます。よろしくお願いいたします。

御説明ありがとうございました。1点教えていただきたいのですが。実施経費が30%の大幅な削減になったということで大変すばらしいと思ったのですが、こちらですが、もちろん二者応札になって、新規事業者がなられたということが一番大きな理由かなと拝察しておりまして、本当に理想的な結果かなと拝見しております。

その上で御質問なのですが、民間事業者からの改善提案で、認定適正化専門員を民間業者の職員が担うのではなく、現場の介護認定審査会委員等に委嘱したということだったのですが、このことによって民間事業者の経費が大分使用せずに済んだ部分が大きく影響していることもあるのでしょうか。質問は以上でございます。

○石丸課長補佐 そうですね。実際、経費の削減については正確には評価しかねる部分はありますが、これまで一者応札が続いているように、要介護認定はある意味技術的なところで非常に詳細・複雑であり、技術的助言を行う認定調査員としてはある程度いろいろなことを習得していくのに時間がかかるようなものでもあるところがございますので、その点を現場の専門的知見を有しているような方をお願いすることで、自前でそういう方をそろえるよりも、非常に効率的なやり方で実施をいただいたということではないかと考えております。そういう意味では、御指摘のとおり、そういうところも削減につながった一つのポイントなのではないかと考えてございます。

○生島専門委員 ありがとうございます。別にそれが悪いというわけではないのですが、何となく大きく事業のボリュームがそこで変わっていたのかなという感じがしたので、それを考慮しても非常にすばらしい結果だと思うので、特に何か問題だと言っているわけではないのですが。もしそういうような業務内容的にというか、マンパワー等で大きく削減することができるようなことがあった場合には、経費削減のところに非常に大きな影響があったとしたら、少し付記があったら分かりやすいのかなと思った次第でございます。

す。以上でございます。

○石丸課長補佐 承知いたしました。ありがとうございます。

○尾花主査 ほかにございますか。

それでは審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませぬ。

○尾花主査 それでは事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業を終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○石丸課長補佐 ありがとうございます。

(厚生労働省②退室)

— 了 —